

松江市社会福祉法人等指導監査連絡会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」第15条第2項、「松江市介護保険施設等指導・監査実施要綱」第19条、「松江市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」第6条、「松江市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱」第8条、「松江市障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」第20条、「松江市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」第6条、「松江市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱」第21条、「松江市特定教育・保育提供者に係る業務管理体制検査実施要綱」第10条に基づき、社会福祉法人等指導監査連絡会議(以下「連絡会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員等)

第2条 連絡会議の構成員は、総務部長、健康福祉部長、こども子育て部長、健康福祉総務課長、障がい者福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、こども政策課長、保育所幼稚園課長及びこども家庭支援課長とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議は、次の事項を協議する。

- 1 社会福祉法人等指導監査実施計画
- 2 指導監査の結果に基づき、当該社会福祉法人等に対する指摘事項の回答のうち、適正を欠くものに対する措置
- 3 不祥事を起こした社会福祉法人等に対する措置
- 4 その他指導監査に必要な事項

(会議の開催)

第4条 連絡会議は、年度当初に、健康福祉部長が招集し開催する。

- 2 連絡会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前条第2号及び第3号の事項について協議する場合は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の規定に関わらず、年度当初以外に連絡会議を開催する必要がある場合には、健康福祉部長は随時同会議を招集し開催することができるものとする。

(指導監査担当者会議)

第5条 協議事項を事前に検討するため、指導監査担当者会議(以下「担当者会議」という。)を置く。検討結果は、連絡会議に報告するものとする。なお、担当者会議の構成員は、健康福祉総務課、障がい者福祉課、介護保険課、こども政策課各職員(指導監査を担当する職員)とする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉総務課が行う。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。